

個人番号カード普及促進の取り組みについて（7～8月版）

令和4年7月以降、国県と連携して個人番号カード普及促進に向けて積極的に取り組む計画です。関係各課におかれましては、当課より各課事業と連携した普及啓発（チラシ同封や出張申請、臨時窓口開設等）を依頼する際は、ご協力をお願いします。

※別添資料（主な個人番号カード関係部分を抜粋）

- ・経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）
- ・デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）

■受付窓口の時間外延長／投票入場券を本人確認書類として利用

内容 期日前投票期間中に臨時申請窓口を開設
期間 7月4日（月）～9日（土）、8月1日（月）～6日（土）
時間 午前8時30分～午後8時
場所 市民課（上山田戸倉出張所は除く）
その他 マイナポイントの申込支援も併せて実施（情報政策課）
最大2万円分のすべてのマイナポイント付与は6月30日（木）から開始

■ワクチン接種会場での総務省 TVCM 放映／コロナワクチン接種券を本人確認書類として利用

期間 7月1日（金）～ コロナワクチン集団接種日
時間 窓口開設時間
場所 TVCM は接種会場。
申請受付は市民課（戸倉ふれあいセンター、上山田戸倉出張所は除く）
その他 4回目コロナワクチン接種券通知へ本内容を差込通知済み

■ノベルティの配布

期間 7月以降
対象 はじめて個人番号カードを受け取る人
部数 （国販促品） 500個 （ドラえもんグッズ4種類。なくなり次第終了）
（市販促品） 500個 （準備中。国販促品終了後使用。なくなり次第終了）

■未申請者へのQRコード付き交付申請書一斉送付

期間 7月中旬～（J-LIS実施 全国7分割で毎週実施）
対象 個人番号カード未申請者（後期高齢者医療保険加入者は除く）
内容 本人がスマホで容易に申請可能。

経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）
（主なマイナンバーカード関係部分抜粋）

第 2 章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

（5）デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資

（略）2022 年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとの方針の下、マイナンバーカードの利活用拡大等の国民の利便性を高める取組を推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行うなど、適切な広報も含め、マイナンバーカードの普及に取り組む。

第 4 章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

（略）オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023 年 4 月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直す。2024 年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す。

デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）
（主なマイナンバーカード関係部分抜粋）

第3章 各分野の政策の推進

2. デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

（2）マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大

（d）マイナンバーカードの普及の推進

- ・安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、国はマイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行う等、マイナンバーカードの普及を強かに推進する。

（e）マイナンバーカードの普及等デジタル社会の基盤の状況を踏まえたデジタル田園都市国家構想交付金の検討

- ・マイナンバーカードの普及等デジタル社会の基盤の状況をデジタル田園都市国家構想交付金による支援に際して評価することについて検討する。

（h）マイナポイント第2弾によるデジタル社会の実現

- ・（略）マイナポイント第2弾により、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ消費を喚起し、更に健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る。

（j）マイナンバーカードの普及状況等を踏まえた交付税算定の検討

- ・2023年度から、マイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討する。